

社会福祉法人碓氷福祉社会 役員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人碓氷福祉社会(以下「法人」という。)の定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等、費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 報酬は、法人と委任関係にある役員及び評議員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会への報酬等)

第3条 理事が、理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

2 監事が、理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払う。

4 次の各号に掲げる理事会及び評議員会で定款第34条第3項及び定款第15条第4項に規定されている決議の省略があった場合、別表1の報酬を支払う。

一 定款施行細則第14条第2項に規定されている定期理事会

二 定款第12条に規定されている定時評議員会

5 前項の各号に掲げるもの以外の理事会及び評議員会で前項に規定する決議の省略があつた場合については、決議する内容や量により理事長が報酬の要否及び必要と認めた場合の報酬の額を決定する。

但し、報酬の額については、別表1の報酬の額を限度とする。

(役員及び評議員の業務報酬等)

第4条 理事長が、法人及び事業所(法人が設置運営する事業所をいう。以下「法人及び事業所」という。)の別表2の2に掲げる運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

ただし、理事長が法人事務局の求めに応じ専決決裁事項に係る職務のため来所する場合の報酬は別表2のとおりとする。

2 理事が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

3 監事が、法人及び事業所の指導検査への立会及び運営状況の指導若しくは監査の業務又はその他理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

4 評議員が、理事長の命を受けて法人及び事業所の運営業務に従事したときは、別表2により報酬及び実費弁償費を支払う。

(入所等検討委員、苦情対応第三者委員及び評議員選任・解任委員の業務報酬)

第5条 入所等検討委員が、法人及び事業所に係る入所等検討委員会に出席したときは、別表2により報酬を支払う。

2 苦情対応第三者委員が、法人及び事業所に係る苦情対応の業務に従事したときは、別表2により報酬を支払う。

3 評議員選任・解任委員が、法人及び事業所に係る評議員選任・解任委員会に出席したときは、別表2により報酬を支払う。

4 前各項に関わらず、法人の都合により対面等による委員会を開催することなく各委員に書面等によりその業務を依頼した場合、別表2の報酬の額を限度として理事長が報酬額を決定し支払うものとする。

(出張旅費)

第6条 役員及び評議員が法人及び事業所の運営のため、又は苦情対応第三者委員が苦情対応の業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費等を支給する。

2 旅費等は、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(重複支給の防止)

第7条 役員等が、同日に開催される理事会及び評議員会のいずれにも出席した場合は、評議員会に係る報酬及び実費弁償費は支給しない。

2 役員及び評議員が、理事会及び評議員会に出席し、当該開催日当日に第4条の規程により業務運営に従事したときは、理事会及び評議員会に係る別表2に掲げる報酬及び実費弁償費は支給しない。

3 法人及び事業所の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

(公表)

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の基準として公表するものとする。

(改正)

第9条 本規程の改正は、評議員会の承認を得なければならない。

附則

この規程は平成29年7月1日から適用する。

附則

この規程は公布の日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附則

この規程は令和1年10月31日から施行し、令和2年1月30日から適用する。

附則

この規程は評議員会で承認された日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

別表 1 (第 3 条関係)

名称	報酬	実費弁償費等
理事会	日額 7,000 円	実費額。 ただし、自家用車の場合は 1km につき 37 円
評議員会	日額 7,000 円	

別表 2 (第 4 条及び第 5 条関係)

項目	名 称	報 酬	実費弁償費等
1	理事長、理事、監事及び評議員	4 時間以内 3,500 円 4 時間超 7,000 円	実費額。 ただし、自家用車の場合は 1km につき 37 円
2	理事長(専決決裁業務)	日額 3,000 円 原則として 1 週間に 1 回 但し、法人事務局が求めた場合はこの限りではない また、上記項目 1 の報酬及び実費弁償費と重複しては支払わない(項目 1 の報酬及び実費弁償費での支払を優先する)	
3	入所等検討委員	日額 3,000 円	
4	苦情対応第三者委員	日額 3,000 円	
5	評議員選任・解任委員	日額 6,000 円	費用を弁償する場合は実費額。 ただし、自家用車の場合は 1km につき 37 円

別表 2 の 2 (第 4 条関係)

法人及び事業所の運営業務
①辞令交付 ②採用試験 ③入札 ④所轄庁等の実地指導 ⑤内部監査及び任意監査 ⑥上記以外で理事会への報告を伴う重要な運営業務に従事したとき 又は、法人事務局の求めに応じ運営業務に従事したとき

別表 3 (第 6 条)

旅費	宿泊費	報酬	その他
実費	1 泊 12,000 円	日額 7,000 円	実費額